# 後期高齢者医療保険不服審査請求の取り組みについて

神奈川県高齢期運動連絡会 事務局長 大河原貞人

■年金者組合の事務所に届いた横須賀市の81歳の一人暮らしの女性の手紙

「私は老齢基礎年金を受けておりますが、少ないので生活が苦しくてどう生きていいのか困っています。電話もないのです。しかし生活保護は受けたくないのです。」

- ■「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」の原本同封
- \*2か月の年金支給額 42,979円。<u>介護保険4,700円、後期保険800円が引かれ</u> 差引き支給総額は2か月合計で37,479円(月18,700円)

<u>生活保護を受けずにじっと我慢し、</u>厳しい生活を強いられている方が、私たちの周りにはたくさんいます(年金額が月15,000円以上の人は、介護保険料と医療保険料が引かれる)。

### 後期高齡者医療制度

- ■2008年度にスタートした制度(「高齢者の医療の確保に関する法律」)
- ●75歳以上の高齢者を囲い込み、家族から切り離し、全員から 保険料を徴収し、診療報酬も現役とは別建てに
- ●年金受給額が年間18万円以上は保険料を強制徴収される
- ●高すぎる保険料
- \* 当初政府は「公費5割、支援金4割、保険料1割」と説明していたが、現在の保険料は11%強に

神奈川県:1人平均89,000円(月額7,420円)

保険料の賦課限度額は62万円(18年度から)

- \*医療費がふくらむと保険料を値上げする仕組み
- ●世代間の分断と対立を煽る制度
- \*現役世代に支援金を課し「特定保険料」を徴収

### 後期高齡者医療制度

- ■2008年度にスタートした制度(「高齢者の医療の確保に関する法律」)
- ●保険者は都道府県の後期高齢者医療広域連合議会
- \*神奈川県は年2回の議会開催で1回2時間、議員は20人
- ●「差別医療だ」「姥捨て山だ」など全国各地で批判の声が巻 き起こった
- \*都道府県医師会の6割以上、地方議会の数多くが「反対」「見直し」の意見書を提出
- \*2008年6月、野党4党が参議院に「廃止法案」を提出し可決
- ●これらの批判にあわてた政府は「保険料特例軽減措置」を講じた(当初は「恒久的措置」)
- \*2017年度から「特例軽減措置」を3年以内に廃止に 900万人の方(6割)が保険料が引き上げに



#### 医療制度「改悪」で怒りの姨捨山一揆の声

昨年の春から秋にかけて、75歳を区切りに後期高齢者を対象に した医療保険制度が世紀の悪法だとして、さかんに世論の批判を浴 びていた頃、通称で姨捨山といわれている冠着山のふもとの広場で 「怒りの姨捨山一揆」と銘打った集会が開かれた。<u>集会で「姨捨山</u> 伝説は、お年寄りの大切さを伝えるもの、後期高齢者医療制度はお 年寄りを大切にしているとは思えない」ことが確認された。

### 「特例軽減措置」廃止は高齢者を直撃

- ■2017年度~2019年度の3年間で廃止
- ●均等割
- ①年金収入80万円~168万円の人8.5割軽減
- ②年金収入80万円以下の人9割軽減
- \*廃止によって、①は月額570円⇒1,130円に(2倍)
  - ②は月額380円が1,130円に(3倍)

●所得割

年金収入153万円~211万円の人5割軽減を18年度に廃止

- \* 所得割額が月4,400円に倍加、均等割額を加えると6,290円に
- ●75歳まで「扶養家族だった人」の9割軽減も段階的に廃止
- \*17年度は月額380円が1,130円に3倍、18年度は1,890円と5倍 19年度は3,770円と10倍に
- ●神奈川県の後期高齢者の所得
- \*「なし」55%、「200万円未満」89%、「300万円未満」94%

- ■当時のたたかいの中心の方は後期高齢者に
- ■「高確法」に第128条
- \*「不服がある者は審査請求できる」・・・国民の持つ権利を行使
- ■しかし、運動はなかなか広がらなかった
- \*「特例軽減廃止」が出され改めて反撃の機会に!
- ■広域連合議員との懇談を重視
- \*「広域連合議員は名誉職ですよ」・・・東京新聞の記者
- \*「後期高齢者医療制度の仕組みは複雑で、事務局の提案文書を読んでも理解できないんだ」
- \*「発言しようがないので『賛成』と起立するだけなんだよ」

- ■不服審査請求のつどいを県内9か所で180人が参加
- \*昨年と比べて保険料が2倍に…問い合わせても?
- \*制度の説明を聞いて、改めて怒りが込み上げてきた
- \*多くの人にこういう機会を知らせないといけない
- ■112人の方が「不服申請書」を神奈川県医療課に提出
- \*「高齢者を差別するこの制度を廃止してほしい」
- \*「年金は引き下げられ、保険料は上がり高齢者いじめだ」



- ■今年3月27日の第1回広域連合議会で保険料引き下げを可決
- ●剰余金(140億円)を活用し1人2,590円を引き下げた
- \*保険料を高く設定・・・支出が予算を下回り140億円の剰余金
- \*1人当たりの医療費が診療報酬マイナス等で減少
- \*1人当たりの被保険者所得が1.2%減少・・・公的年金引き下げの 影響と(受診抑制)
- ●白井まさ子共産党横浜市議の質問
- \*保険料の特例軽減廃止・縮小により新たな負担増で影響大 (17年度は11.6万人が対象となり8億6,000万円の負担増)
- \*112名が「高い保険料不服」と審査請求・・・誠実な対応を!

- ■白井議員のさらなる追求にまともな答弁が出来ない
- \* 医療費適正化計画等による医療と介護計画の影響への対応を
- \*受診控えが起きない保険料の設定・財政安定化基金の活用を
- \* 広域連合議会開催時期は、市町村議会の予算確定で問題
- \*全ての市町村から議員が選出されるよう、議員定数の改善を
- \*社保協・県高連・年金組合の陳情を採択すべき
  - ①保険料のさらなる引き下げ、②神奈川県に支出金増額の要請を、③「特例軽減」廃止の中止を国に求めること
- ■陳情書の「玄関払い」は改められた
- \* 昨年まで議会運営委員会終了と同時に「不採択」文書を配布
- \*3団体が陳情書を提出し、広域連合議員と懇談をおこなった
- \* 今年は陳情団体を増やすか?

#### 「後期高齢者医療保険料不服」を審査会に届けましょう

#### 7月下旬から9月初旬

#### <各地域での不服審査請求のつどい開催>

- ●「不服審査請求とは」「後期高齢者医療制度とは」の学習のつどい
- ●「不服審査請求書」の作成・・・「保険料決定通知書」と印鑑を持参



#### <神奈川県後期高齢者医療審査会への不服「審査請求書」の提出>

●各地の代表による提出・・・県健康保険局・保険医療部



#### 採決時期は「年明け」

#### <神奈川県後期高齢者医療審査会の審理・採決>

- ●処分庁(保険者=神奈川県後期高齢者医療広域連合・市町村)の弁明書
- ●弁明書に対する「不服審査請求者」の「反論書」
- ●「反論書」に対する処分庁からの「再弁明書」
- ●県後期高齢者医療審査会の審理・採決 (裁決書の被保険者への送付)

#### 裁判まで考えていません

「裁判までやるの・・・」という心配の声があると思いますが、そこまでの運動は考えていません。 「高すぎる保険料は耐えられない」という世論を喚起する運動です。

## 後期高齢者医療の保険料「不服審査請求」にご参加を!

#### <「不服審査請求」の取り組みの目的>

#### ・・・「高すぎる保険料には耐えられません」

- ① 高齢者を差別する制度に強制的に加入させ、保 険料を徴収することは許されません。
- ②保険料が上がり続け、制度が続く限り高齢者の 生活を脅かすものです。
- ③「特例軽減措置」の廃止により、後期高齢者医療の対象者の多くの方の保険料が引き上がります。
- ④年金給付は下がり続け、第7期の介護保険料は神奈川県平均で月額5,300円の水準に達し、消費税8%増税も実施され、もう負担に耐えられません。

神奈川県広域連合議会は保険料を 1 人平均 2,590 円引き下げました。不服申請の成果!

#### 【持参するもの】

(1) 印鑑

代理人の場合は、本人と代理人の両方の印

② 今年度の後期高齢者医療保険額決定通 知書と同封の資料

7月中旬に市町村から送られています (市町村の通知日の確認に必要です)

※「介護保険料」の通知ではありません

#### 【不服審査請求のつどい】

日時:2018年 月 日()

会場:

<会場地図>

#### 簡単にできます

- ◎「審査請求」用紙はこちらで準備します
- ◎「名前」と「住所」を書き捺印するだけ
- ◎代理人は、どなたでもなれます
- ●不服「審査請求書」は、神奈川県後期高齢者 医療審査会に提出します。
- ●以降、審査会での審査が行われて、年明け頃 に採決されます。

#### 【主催・問い合わせ先】

### 憲法9条守れ! 25条生かして安心

